

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

**目次**

示 健康保険法による保険医療機関の指定  
保安林の指定解除  
土地改良区の定款の変更の認可  
道路の位置の指定

◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施  
◇雑報 鳥取食糧事務所管内の出張所の位置等の変更

| 名               | 称 | 所             | 在 | 地 | 診   | 療 | 科 | 名                  | 開設者氏名        | 指  | 定   | 年 | 月 | 日 | 採用点数表 |     |     |
|-----------------|---|---------------|---|---|---|---|---|--------------------|--------------|----|-----|---|---|---|-------|-----|-----|
| 立川眼科耳鼻咽喉科診療所    |   | 境港市上道町下無頭一六六二 |   |   | 眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科  |   |   | 立川多寿子              | 昭和四十一年五月二十八日 | 乙表 | 点数表 |   |   |   |       |     |     |
| 鳥取赤十字病院         |   | 鳥取市尚徳町一の一七    |   |   | 内科、外科、眼科、小児科、<br>整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚<br>泌尿器科、産婦人科、放射線<br>科、歯科 |   |   | 鳥取支那長<br>石坂二朗      | 六月一日         | 甲表 | 点数表 |   |   |   |       |     |     |
| 馬淵医院            |   | 西町一九五         |   |   | 内科、小児科  |   |   | 馬淵節雄               |              |    |     |   |   |   | 乙表    | 点数表 |     |
| 労働福祉事業団山陰労災病院   |   | 米子市楠生一四八〇     |   |   | 眼科、耳鼻咽喉科、内科、外<br>科、整形外科、皮膚泌尿器科、<br>理学療法科                |   |   | 石西道                |              |    |     |   |   |   | 甲表    | 点数表 |     |
| 医療法人同愛会博愛病院     |   | 加茂町一の一        |   |   | 内科、外科、小児科、産婦人<br>科                                      |   |   | 理事 庄司保親<br>主任 清水正章 |              |    |     |   |   |   |       |     |     |
| 医療法人共済会清水整形外科病院 |   | 倉吉市宮川町一二九     |   |   | 整形外科、理学療法科  |   |   | 清水正章               |              |    |     |   |   |   |       |     |     |
| タナカ歯科医院         |   | 鳥取市川外大工町一五の二  |   |   | 歯科  |   |   | 田中隆正               |              |    |     |   |   |   |       | 乙表  | 点数表 |

## 告示

鳥取県告示第三百八号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に  
より、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関  
及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭  
和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

宇東掘田三〇六番地先から三  
〇三番地先まで 道路敷 一七八・四八 道路敷  
西掘田三三〇番地先まで 水路敷 四七・八一 水路敷  
鳥取県告示第三百五号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す  
る。

その関係図面は、昭和四十一年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

| 頁  | 行             | 施行期日前 |
|----|---------------|-------|
| 一  | 上段            | 六     |
| 六  | 第三号様式その五（裏面）中 | 一     |
| 十一 | 第二十三号の二様式中    | 一     |
| 十五 | 下段            | 一     |

昭和四十一年六月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の<br>種類 | 路線名 | 区                           | 間 | 変更<br>前後                 | 敷地の<br>面積   | 変更<br>前後    |
|-----------|-----|-----------------------------|---|--------------------------|-------------|-------------|
| 県道        | 谷部家 | 八頭郡郡家町大字大坪字上小<br>路九十一番ノ二の地先 |   | 変更前<br>七・四<br>変更後<br>六・六 | 七・四<br>一九・二 | 七・四<br>一八・〇 |

正 誤

昭和四十一年四月一日付け鳥取県条例第十三号中次の箇所に関りがあつ  
たので、訂正する。

林 南科医院  
平田南科医院  
立川町一の一〇九 南科  
米子市錦町二の一六七

鳥取県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により次のように保安林の指定を解除する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を昭和四十一年六月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

林 寛  
平田 志郎  
八日

鳥取県告示第三百十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所  
道路の位置の指定場所  
道路の幅員及び延長

- 鳥取市吉方三 鳥取市立川町五丁目二三七番の一部 幅員 四メートル
- 一八番地 五五番の一部 延長 四メートル
- 松本 勇雄 二三八番四の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル
- 五五番二一の二 二三八番二の一部 延長 二六八・六メートル

鳥取県告示第三百十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所  
道路の位置の指定場所  
道路の幅員及び延長

- 鳥取市御弓町 鳥取市卯垣一一六番一の一部 幅員 四メートル
- 五四番地一 延長 四メートル
- 奥山 峯雄 六五・四メートル

鳥取県告示第三百十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 申請人の住所  
道路の位置の指定場所  
道路の幅員及び延長
- 鳥取市新治 鳥取市新物師町二 四番一の二 幅員 八メートル 延長 三七・八メートル
  - 町一四三番地 五番二の二 幅員 四・五メートル 延長 六七・八メートル
  - 早川 誠次 四番四の二 幅員 四メートル 延長 五六・二メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所  
昭和四十一年六月二十三日 午後一時から  
鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）  
鳥取県公安委員会室
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市湖山町一一四二 河西 常秋
- 2 鳥取市今町 安富アパート内 西村 道夫
- 3 鳥取市南隈六一 村川 道夫
- 4 鳥取市行徳七一の七 谷口 頼雄
- 5 鳥取市宮長一五の二 中井 寛一
- 6 鳥取市大森五区一一四 石井 寛一
- 7 鳥取市川下町五七 生石 二郎
- 8 鳥取市湖山町五五八 浦口 茂美
- 9 鳥取市行徳一八四の二 上住 藤一
- 10 鳥取市長柄二五五の一 藤原 弘

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。  
昭和四十一年六月十四日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所  
昭和四十一年六月二十九日 午前十一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)  
鳥取県公安委員会委員名

二 随聞当事者の住所及び氏名

|    |                         |   |   |   |
|----|-------------------------|---|---|---|
| 1  | 岩美郡岩美町大字大谷七八四           | 沢 | 和 | 友 |
| 2  | 岩美郡岩美町大字白地三二二           | 田 | 中 | 己 |
| 3  | 鳥取市円通寺八八六               | 坂 | 本 | 正 |
| 4  | 岩美郡国府町大字高岡五三六           | 谷 | 本 | 治 |
| 5  | 岩美郡国府町大字奥谷一三九           | 西 | 本 | 英 |
| 6  | 鳥取市下味野一八九の一             | 松 | 本 | 夫 |
| 7  | 八頭郡那家町大字落折二二八           | 勝 | 原 | 利 |
| 8  | 八頭郡船岡町大字船岡六四七           | 八 | 本 | 水 |
| 9  | 八頭郡智頭町大字西野四〇二の一         | 大 | 坪 | 茂 |
| 10 | 気高郡青谷町大字青谷西町 町営住宅第一団地二号 | 山 | 内 | 佐 |
| 11 | 気高郡青谷町大字城内一一一の三         | 山 | 本 | 信 |
| 12 | 気高郡気高町大字勝見六八〇の二         | 山 | 尾 | 武 |
| 13 | 気高郡気高町大字浜村五五の三          | 小 | 野 | 留 |
| 14 | 東伯郡三朝町大字久原五〇三           | 安 | 田 | 之 |
| 15 | 東伯郡大栄町大字六尾一六四           | 安 | 田 | 進 |

鳥取食糧事務所管内出張所の位置、名称及び管轄区域を次のとおり変更したのでお知らせします。

雑 報

- 昭和41年6月14日 鳥取食糧事務所長 村 越 久 夫
- 1 庁舎の位置の変更
- (1) 新出張所 鳥取食糧事務所気高支所宝木出張所
  - (2) 旧 位 置 鳥取食糧事務所気高支所宝木903
  - (3) 新 位 置 鳥取食糧事務所気高支所野野1002
  - (4) 移転月日 昭和41年6月1日
- 2 名称の変更
- (1) 旧出張所名 鳥取食糧事務所気高支所宝木出張所
  - (2) 新出張所名 鳥取食糧事務所気高支所野野出張所
  - (3) 変更月日 昭和41年6月1日
- 3 管轄区域の変更
- (1) 旧管轄区域 宝木出張所 気高支所の一部(山東農協の管内、宝木支所) 浜村出張所 船岡町、気高支所の一部(山東農協の管内、勝谷、小高野、落折、浜村各支所)
  - (2) 新管轄区域 船岡町(山東農協の管内、勝谷、小高野各支所) 船岡出張所 船岡町(山東農協の管内、勝谷、小高野各支所) 浜村出張所 気高支所(山東農協の管内、宝木、落折、浜村各支所)
  - (3) 変更年月日 昭和41年6月1日

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (当日は、休日に当たるときは、翌日の日)

目 次

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則  
告示 家畜商法による講習会の実施  
土地の用途廃止  
昭和三十三年五月鳥取県告示第二百三十二号の一部改正  
道路の位置の指定  
土地の立入りの通知  
鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

規 則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則をここに公布する。

昭和四十一年六月十七日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則

(目的)

第一条 この規則は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行なう長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、県が利子補給を行なうこととし、もつて農業者等の経営

の近代化の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業(畜産業、養蚕業及びいけばね培養を含む。)を営む者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者のはか、知事が特に必要と認めるもの

2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの

3 この規則において「農業近代化推進資金」とは、農業者等の経営の近代化の推進に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金であつて、別表第一に定めるものをいう。

(利子補給)

第三条 県は、融資機関が農業近代化推進資金を貸し付けるときは、当該

貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定による利子補給契約により県が支給する利子補給金の額は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間における農業近代化推進資金につき、次条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計